

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第14号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和39年野田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条各号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 野田市立保育所設置及び管理に関する条例(昭和48年野田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(野田市児童福祉審議会条例の一部改正)

第6条 野田市児童福祉審議会条例(昭和52年野田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第5号中「(平成24年法律第65号)第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例(昭和60年野田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例(平成21年野田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年野田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例(平成29年野田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を

「主務省令」に改める。

第10条各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。